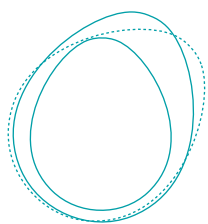
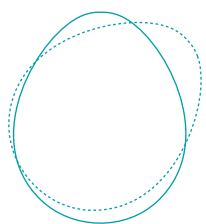
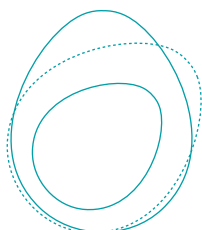
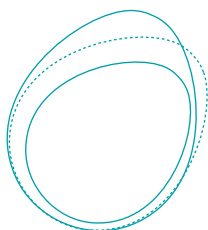
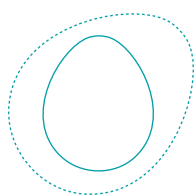
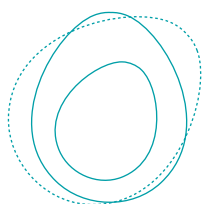
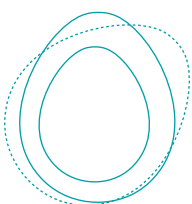
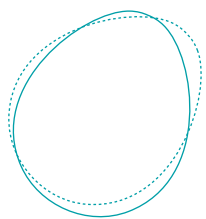


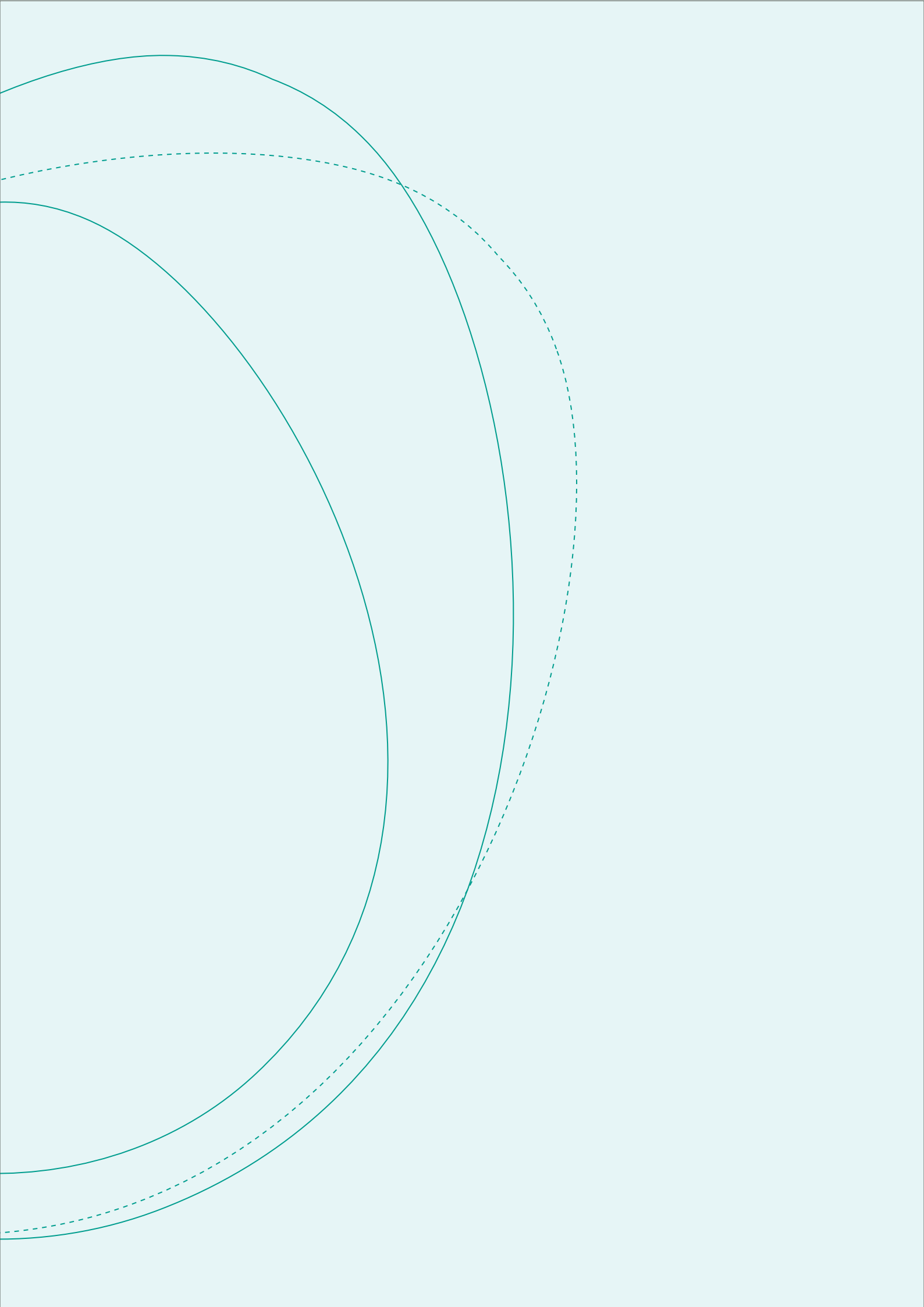
日立キャピタル損保の現状

2006



Hitachi
Capital
Insurance
Disclosure
2006





はじめに

日頃より、皆さま方のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の経営課題への取り組みおよび事業活動の現状をわかりやすくご説明するためにディスクロージャー誌「日立キャピタル損保の現状 2006」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただく上で、少しでも皆さまのお役に立てば幸いと存じます。

今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



CONTENTS

プロフィール	3
代表的な経営指標	4
経営方針	5
1. 会社の業務内容と運営	
■ 主要な業務	7
■ 取扱商品	7
■ お客さまサービス	8
■ 保険の仕組み	9
■ 約款その他について	9
■ 保険料	10
■ 保険金のお支払い	10
■ 保険の募集	11
■ リスク管理の体制	12
■ コンプライアンス(法令等の遵守)の体制	13
■ 社外・社内の監査・検査体制	13
■ 個人情報管理態勢	14
2. 会社の主要な業務に関する事項	
■ 平成17年度の事業の概況	19
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	19
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	20
■ 経理に関する指標	23
■ 資産運用に関する指標	26
■ 特別勘定に関する指標	30
■ 責任準備金の残高	30
3. 財産の状況	
■ 計算書類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書)	32
■ リスク管理債権	37
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	37
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	37
■ ソルベンシー・マージン比率	38
■ 時価情報等	39
■ 備考	40
4. 会社の概況と組織	
■ 組織	42
■ 株主・株式の状況	43
■ 役員の状況	46
■ 従業員の状況	47
■ 保険会社およびその子会社等の概況	47
日立キャピタルグループ	48

プロフィール

当社の概要

-設立	平成6年(1994年)6月
-資本金	46億円
-総資産	51億円
-本社所在地	東京都千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル
-役員※	取締役会長 森 幸雄 代表取締役社長 石川 秀洋 取締役 竹田 真史 監査役(常勤) 佐野 由之 監査役(非常勤) 森 利之 監査役(非常勤) 関谷 哲
-従業員数	72名
-代理店数	213店
-株主	日立キャピタル株式会社(保有割合65%) 株式会社損害保険ジャパン(保有割合35%)
-格付	「A ⁻ 」(安定的) スタンダード&プアーズ社:保険財務力格付け

(平成18年3月31日現在)

※役員につきましては平成18年7月1現在で記載しております。

当社の沿革

平成6年
(1994年)

- 6月 ユナム・コーポレーション(本社:米国メイン州)の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立
7月 損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」(GLTD)等の商品認可を取得し創業

平成8年
(1996年)

- 6月 GLTDのラインアップに「業務上の身体障害等担保特約」付帯商品(OLTD)を追加発売
個人向けのLTDとして「長期障害特約付帯所得補償保険」(ILTD)を発売

平成9年
(1997年)

- 5月 GLTDのラインアップに「債務返済支援特約」付帯商品(GLTD)を追加発売

平成11年
(1999年)

- 6月 親会社のユナム・コーポレーションがプロヴィデント・カンパニーズ(本社:米国テネシー州)と合併してユナム・プロヴィデント・コーポレーションとなる
7月 個人向けのLTDとして新たに「長期就業不能所得補償保険」(PLTD)を開発し発売

平成16年
(2004年)

- 1月 発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社が取得し日立キャピタルグループの一員となる
4月 社名を日立キャピタル損害保険株式会社に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインアップに追加し発売
日立キャピタル株式会社が株式会社損害保険ジャパンに対し保有株式の一部(35%)を譲渡
9月 スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付け「A⁻」(安定的)を取得

代表的な経営指標

正味収入保険料	1,729百万円	前期比11.3%の減収となりました
正味損害率	23.5%	前期比2.3ポイント悪化しました
正味事業費率	83.0%	前期比2.1ポイント悪化しました
保険引受利益	△262百万円	前期比372百万円減少しました
経常利益	△259百万円	前期比383百万円減少しました
当期純利益	△357百万円	前期比463百万円減少しました
ソルベンシー・マージン比率	1,218.5%	前期比624.5%低下しました
総資産額	5,146百万円	前期比59百万円増加しました
純資産額	1,035百万円	前期比362百万円減少しました

[経営理念]

時代の変化や新たなニーズに対応した
新しい解決策を提供し続けることによって
人々の暮らしに安心をお届けし、
豊かな社会の実現に貢献します。

[経営ビジョン]

1. 健全な企業風土の醸成に努めるとともに、企業倫理の実践により社会から信頼される保険会社を目指します。
2. 特色ある商品と高品質なサービスを提供することによって、常にお客さまから選ばれる『オンリー1』の保険会社を目指します。
3. 自律した個人が互いに個性を尊重し、その力を結集することで会社の成長につなげるとともに自らも成長できる、社員全員が誇りの持てる保険会社を目指します。

[行動指針]

1. 『高い倫理観』
企業の社会的責任を自覚し、法や社会規範に則り、高い倫理観を持って行動します。
2. 『お客さま志向』
常にお客さまの立場にたって考え、誠実かつスピーディに行動します。
3. 『付加価値の創造』
あくなき探究心をもって、常に付加価値の高い商品・サービスを創造します。
4. 『変化への挑戦』
変化をチャンスと捉え、新たな課題に積極かつ果敢にチャレンジします。
5. 『強い責任感』
社員一人ひとりが自律し、誇りと責任を持って行動します。



1. 会社の業務内容と運営

■ 主要な業務	7
■ 取扱商品	7
■ お客さまサービス	8
■ 保険の仕組み	9
■ 約款その他について	9
■ 保険料	10
■ 保険金のお支払い	10
■ 保険の募集	11
■ リスク管理の体制	12
■ コンプライアンス(法令等の遵守)の体制	13
■ 社外・社内の監査・検査体制	13
■ 個人情報管理態勢	14



主要な業務

当社が行っている主要な業務は以下のとおりです。

- 損害保険業
 - 保険の引受
 - 傷害保険（うち主として団体長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険など）の引受、およびその再保険の引受
 - 火災保険の引受
 - 資産の運用
 - 保険料として収受した金銭その他の資産の運用
- 業務の代理・事務の代行
 - 他の保険会社の業務の代理または事務の代行（他社からの委託に基づく団体長期障害所得補償保険等の保険事故調査その他）

取扱商品

■ 商品の一覧（主な販売商品とその概要）

ケガや病気による所得の喪失に備える保険

- 長期の補償（LTD：ロング・ターム・ディサビリティー）

[団体向け]

団体長期障害所得補償保険（GLTD）	企業その他の団体を契約者とし、その企業の従業員または団体の構成員等を被保険者として、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険で、てん補期間（補償期間）を、最長で定年退職年齢に達するまでというように、極めて長期に設定できる点を特長とします。
--------------------	---

業務上の危険不担保特約付帯団体長期障害所得補償保険（NOLTD）	上述のGLTDと同様の商品ですが、補償の対象を業務外の傷病による就業障害に絞った商品です。労災認定があった場合の補償をカットすることにより保険料が割安になっています。
----------------------------------	---

債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（CLTD）	金融機関等を契約者とし、その金融機関等から住宅ローンを借りている方々を被保険者とするLTDで、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償することによって、ローン返済の円滑な継続をサポートします。
------------------------------	---

[個人向け]

長期就業不能所得補償保険（PLTD）	個人でご契約いただくLTDで、GLTDと同様、ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償します。
--------------------	---

- 短期の補償

所得補償保険	上述のLTDと同様ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険で、てん補期間（補償期間）がLTDに比べて短期（原則1年）で終了します。
--------	--

火災や災害などによる住宅や家財の損失に備える保険

住宅火災保険「しあわせマイホーム」	大切な住まいや家財について、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめ、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、水ぬれ等の損害を補償します。 また、地震保険をあわせてご契約いただくことで、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失による損害についても補償します。
-------------------	---

■ 新商品の開発について

当社では、上述した取扱商品のうち、専らLTDの分野において、業界随一の引受実績に基づく経験とノウハウの蓄積に努め、それを通じてお客さまのニーズを把握しながら、独自商品の研究・開発に継続的に取り組んで、この分野における新商品開発に関して常に業界をリードするよう、努力を重ねております。（これまでの商品開発の概況につきましては、P.3「当社の沿革」をご参照ください。）



お客さまサービス

■ 各種サービスのご提供について

当社では、取扱商品のうち、LTDの補償内容と関わり深いサービス・メニューを以下のとおり取り揃えて、お客様が不意のご病気やケガのためにお仕事を長期に休まざるを得なくなられた場合のほか、日常生活における悩み事・健康面に関するご相談に応ずる等、保険金のお支払い以外の面でもお役に立つことができますよう努めております。

24時間なんでも相談ホットラインサービス(無料)

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事のご相談に乗ります。カウンセリングだけでなく、弁護士等の専門家からのアドバイスを受けることができますので、心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決に結びつきます。

業務委託先：株式会社セーフティネット

24時間メディカルヘルプ・ホットラインサービス(無料)

- 24時間365日、看護師の資格を持つ専門スタッフが電話による健康・医療に関するご相談に乗ります。
- 気になる症状が出た際の医療機関や夜間・休日でも受診できる医療機関をご案内します。

業務委託先：株式会社ライフケアパートナーズ

社会保険労務士による社会保険請求支援サービス

退職後は、ご加入者自らが健康保険組合等に傷病手当金等を請求しなければならず大変です。当社では、社会保険のご請求でお困りのご加入者のために、どのように請求したら良いのか等、当社契約の社会保険労務士により適切なアドバイスを実施します。またご加入者に代わって、社会保険の代理請求手続き(注)も行うことができます。

(注)地域限定のサービスです。

再就労サポートサービス(無料)

LTDの保険金をお受け取りの方が、ご病気やケガのために生じた障害を克服して再就労を果たそうとされる場合を対象に、職場復帰・再就労のサポートを行います。

- 職業カウンセリング
- 職業訓練・就労トレーニングのコンサルティング
- 就労に必要な器具・装置などのご紹介、購入費用に関する公的制度のご紹介
- 障害者職業センターのご紹介 etc.

福祉情報サービス(無料)

全国各地域の福祉行政制度の内容や利用方法をお調べします。

その他の情報サービス(無料)

日常生活や就労に関する支援、情報提供、交流などを行う各種組織や団体などをご案内します。

■ 当社へのお問い合わせ・ご相談について

お客さまからのお問い合わせやご相談などは、次の窓口にお寄せください。

	受付時間	TEL	担当部署
お問い合わせ窓口	平日 9時～17時	03-5276-5364	お客様相談室

事故のご連絡については、P.10「事故についてのご連絡・ご相談について」を参照してください。



保険の仕組み

■ 保険制度…損害保険とは

損害保険とは、同種の危険にさらされている多数の人々の間で、その危険が顕在化して事故が生じる確率や規模を統計的な根拠に基づいて算出し(これは、個々に見れば偶発的な事故であっても、同種の事故を多数集めてみれば発生確率が一定の値に近づくという、「大数の法則」に基づいています)、その結果に従って、各人の危険度に応じて割り当てた比較的少額の資金(=保険料)を全員が前もって拠出して事故に対する備えとして貯えておき、こうして集まったファンドの中から、実際に事故が発生して経済的な被害を受けた人に対して所定の給付(=保険金の支払)を行う仕組みです。

この仕組みによって、事故によって被害を受けた人だけが自らの損害を全て負担して埋め合わせることに比べて、少額の負担で大きな補償を予め確保しておくことが可能となります。こうして損害保険は、個人生活や企業活動の経済的安定を図る上で重要な役割を果たします。

■ 保険契約の性格

損害保険契約について、法律は、保険会社が偶然な一定の事故(保険事故)によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がその報酬(保険料)を支払うことを約束する契約であると定めており(商法第629条)、ここから、以下のような損害保険契約の性格が挙げられます。

- ・双務契約(契約の両当事者が互いに対価を支払い合う債務を持つ契約)であること
- ・有償契約であること
- ・諾成契約(当事者間の合意+申し込みと承諾+が口約束としてあることだけで成立する契約)

一方実務的には、保険会社は多数の保険契約を引き受けるにあたって、迅速で正確な処理を要するため、契約の申し込みに関しては定まった様式の保険契約申込書を使用し、引き受けたことの証として保険証券または保険引受証を作成して保険契約者に交付します。

■ 再保険

保険は、先に述べたように「大数の法則」に立脚した仕組みであり、保険会社にとって、この法則が実際に働いて事故の発生率が一定の水準に保たれるためには、できるだけ多くの契約を集めることが必要となりますが、そうして多数の契約を集めた結果、ひとたび事故が発生すれば巨額の損害を生じ得る契約や、同一の事故によって同時に損害を生じ得る多数の契約を、併せて引き受ける結果となる可能性があります。そうした場合、保険会社は、巨額となり得る保険金の支払責任を自社単独で負うことを回避するため、国内外の他の保険会社に対価(すなわち保険料)を支払うことによってその責任の一部を肩代わりしてもらうことを行います。この、いわば「保険の保険」を「再保険」といい、一保険会社が単独で引き受けられる契約の量や規模を補うと同時に、引き受けるリスクを平準化し分散させる働きがあり、そのことを通じて、それぞれの保険事業経営の安定に寄与する役割を担っています。一般に、保険会社がリスクを他の保険会社に転嫁する行為を「出再」、リスクを他の保険会社から引き受ける行為を「受再」と呼び、出再にあたっては、再保険契約締結により自社の経営の健全性を損なうことがないように適切な再保険会社を選定し、受再においては、再保険契約の収益性とリスクを適確に評価して適切な引受を行います。

約款その他について

■ 約款

保険契約の内容はすべて、それぞれの保険商品毎に予め定められた約款(普通保険約款)と、これに特約が付帯される場合には該当する特約条項、さらに商品によっては個々の契約毎に取り決められる協定書の中に記されています。さらに、個々の契約毎に特定が必要な具体的事項(例:保険契約者名、被保険者名、保険期間、保険金額など)は、保険契約申込書に記入された内容をもとに、保険証券や、団体契約における加入者証に記載されています。

■ パンフレット等

上述の約款その他の契約書類とは別に、保険の内容についてやさしくご理解いただけるよう、パンフレット類を適宜ご用意して、募集にあたっています。

■ ご契約に際してご注意いただくこと

ご契約にあたっては、予めその内容について、当社の代理店または社員から、約款、特約条項やパンフレットなどをもとに十分説明をお受けください。特に、ご契約時やご契約後にお申し出いただくことが義務づけられている事柄(告知義務・通知義務)、保険金が支払われない事由(免責事項)、保険金の支払われ方、契約が失効や解除になる場合等については、よくご確認の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

お申し込みの際には、所定の申込書に必要事項を正確にご記入ください。万一ご記入の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。



保険料

■ 保険料の收受・返戻

- 保険料は、契約締結と同時に払込みいただきます（保険商品によりましては、保険料の分割払いや口座振替などの便利な払込み方法もお選びいただけます）。

保険のお申し込みをいただいた後であっても、保険料のお払込みをいただく前に発生した事故については、保険金をお支払いすることができません（保険料を分割払いされる場合においても、所定の期日までに所定の分割払保険料のお払込みがないと保険金をお支払いできません）ので、ご注意ください。

- 保険期間中に危険（補償の対象となるリスク）の増加や減少が生じた場合には、その内容に応じて、所定の計算に従って、追加保険料を払込みいただくか、またはすでに払込みいただいた保険料の一部をお返しいたします（ただし保険金お支払いの対象となる事故がすでに発生していた場合を除きます）。

- 保険契約が失効した場合や解除された場合には、規定に従いすでに払込みいただいた保険料の中から所定の金額をお返しすることがあります（詳しくは約款などご確認ください）。

■ 保険料率

保険料率は、保険業法に基づいて、当社が独自に算出し、金融庁の認可取得または金融庁への届け出を行った上で適用しております。

保険金のお支払い

■ 保険金のお支払いの流れ

事故が発生してから保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになります。



■ 事故についてのご連絡・ご相談について

事故についてのご連絡やご相談は、次の専用窓口で承ります。

		受付時間	TEL
事故のご連絡	LTD	平日 9時～17時	フリーダイヤル: 0120-767-505
	火災	365日24時間	フリーダイヤル: 0120-777-640
事故についてのご相談		平日 9時～17時	03-5276-9069

保険の募集

■ 契約締結のしくみ

損害保険の募集は、法律により、次の者が行うことと定められています（保険業法）。

- ① 損害保険会社の役職員
- ② 代理店（損害保険代理店）*とその役員・使用人
- ③ 保険仲立人*とその役員・使用人

（* 損害保険代理店および保険仲立人は主務官庁の登録を要します。）

損害保険にご加入の際には、これらの者のいずれかから、保険商品の内容について十分に説明を受け、契約条件や保険料などをご確認の上で、当社所定の保険契約申込書に必要事項をご記入、押印いただき、保険料をお支払いいただきます。その際、①の損害保険会社または②の代理店は、所定の領収証を交付いたします（③の保険仲立人は、保険会社に代わって保険料を領収することができないため、保険料は直接保険会社にお支払いいただきます）。これで契約手続きは完了します。契約成立後、保険会社は保険証券を発行しますので、受領され次第、その記載内容をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

保険契約をいったん申し込まれた後にその内容などを再度ご検討された結果、契約を撤回したいとされる場合のために、「クーリング・オフ」（契約撤回請求）の制度が法律上設けられています。この制度は、保険期間が1年を超える個人契約の保険商品に適用され、その場合、保険契約者または保険契約の申込者は、保険契約の申込みをした日または保険会社からクーリング・オフについての説明が記載された書類を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、保険会社あてに書面で通知することによって、契約の申込みを撤回または解除することができます。

■ 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社と代理店委託契約を結び、それに基づいて、保険会社に代ってお客さまとの間で保険契約を結び、保険料を領収することを基本業務としています。またこれに付随して、お客さまの保険コンサルタントとして、お客さまのさまざまなリスクを把握して、それに見合う適切な保険商品についての助言や推薦を行ったり、事故が起きた場合の保険金請求の手続きについてのアドバイスを行うなどの役割を務めます。

■ 代理店登録

代理店は主務官庁の登録を要し、加えて、保険募集に従事する役員や使用人を届け出ることを要します。

■ 代理店教育

保険募集に従事する者には、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等が求められます。このため、代理店の登録および保険募集従事者の届出にあたっては、（社）日本損害保険協会が運営する「損害保険募集人試験」に合格することを前提要件としているほか、募集開始後も個別指導や教育研修を継続的に行っています。

■ 代理店数

当社の代理店数は、平成18年3月31日現在、全国で213店です。

■ 勧誘方針

当社では、保険商品の販売等にあたって、「金融商品販売等に関する法律」に基づく勧誘方針を以下の通り定めており、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

1. 当社は、常にお客さまの立場に立ってリスクの分析・コンサルティング活動等を通じてきめ細かいサービスをご提供します。
2. 保険販売に関しては、一人ひとりが法令および社会倫理を遵守し、自己責任の原則を基本に行動し、お客さまとの長期的な信頼関係を築くよう努めます。
3. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮してまいります。
4. お客さまのご意見の収集に努め、その後の販売等に活かしてまいります。
5. お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。



リスク管理の体制

企業の活動は、その業種や分野のいかんを問わず、必然的にリスクを伴うものであり、企業経営においては、発生し得るリスクを予め的確に把握し予測（評価）して事前に効果的な対策を講じることによりリスクを制御すること、すなわちリスク管理が求められます。

保険会社の場合には、保険の引受という業務自体がリスク管理の考え方に基づいていることに加えて、資産運用、システムの構築と運用、事務処理などの各業務分野においてそれぞれのリスク管理が求められます。また保険会社は、お客様からの保険料をもとに将来の保険金や返戻金のお支払に備えるべき立場にあり、そのため長期にわたって健全で安定した事業運営を求められることから、リスク管理は大変重要なものとなります。

こうした認識のもと、当社では、リスク管理を経営上の重要課題と位置付け、リスク管理体制の強化に努めております。具体的には、管理対象とすべきリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「事務リスク」「システムリスク」に分類し、それぞれのリスクの管理を担当する部署を定め、各主管部署が「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」に従い、主管するリスクの特性に応じて適切にリスク管理することとしております。さらに、各主管部署が認識しているリスクを統合し、部署横断的なリスク管理を行うという観点から「リスク管理委員会」を設置しております。

管理対象リスクの管理主管部署は、定性・定量両面からリスクの評価に努め、リスクの状況を把握するとともに、定期的、または必要に応じてリスク管理委員会にリスク管理状況を報告しております。経営陣は、リスク管理委員会から報告を受けることにより、リスクの状況を的確に把握し、リスク管理に係る重要な方針を審議・決定しています。

リスク管理体制



■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況等が保険料設定時の予測に反して大幅に変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、各保険商品（種目）毎に安定的な保険金支払が可能となるよう適切な商品の開発・保険料率の設定を行うとともに、所定の引受基準に基づき保険引受を行っております。また、保有基準を設定し、これを超過する契約を引受ける場合は、再保険により危険分散を図り過度なリスク集中を回避しております。

また、再保険契約においては、再保険会社の倒産などによる再保険金回収不能や過度の受再取引による巨額損失の責任負担等が発生する事態が考えられます。当社では、このような事態を防止するために、取締役会において再保険管理規則を定め、再保険取引によるリスクを適切に管理するよう努めております。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクとは、株価・金利・為替などの市場の相場が変動することまたは与信先の破綻などにより保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクをいいます。

当社の運用資産は、国債・MMF等を中心に構成されており、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに資産の自己査定を行い、適正な引当を行っております。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、自然災害等巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払いによって資金繰りに支障をきたすリスクや、資金繰りの悪化に伴い不利な価格で資産売却をせざるを得なくなるリスクをいいます。

当社の流動性リスク管理は、日々の資金繰り管理とともに、巨大災害時の保険金支払額などの必要資金を予想し、十分な流動性資産が確保されているかを管理しております。

■ 事務リスク

事務リスクとは、当社の役職員および保険募集人が所定の事務手順から逸脱した事務処理を行う等正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当社の価値が毀損するリスクをいいます。

当社では、事務リスクへの対応策として、お客さまから契約のお申し込みをいただいた時からご契約の満了もしくは保険金のお支払い終了までの全期間を通じて、法令等を遵守した各種規程および事務処理マニュアルの整備と見直しに努め、これらを徹底することに全社一体となって取り組むとともに、事務処理の機械化を推進し、事務処理の効率化と一層のレベル・アップに努めております。

■ システムリスク

システムリスクとは、システムの適切な運用が実施されなかったことにより、当社が損失を被るリスクを言います。コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴ない当社が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより当社が損失を被るリスク、また、情報の漏洩等が発生した場合に当社が被るリスク等のことです。

現代は、IT(情報技術)の発達によって、高度情報化社会が実現しており、そうしたITの飛躍的な進歩や情報ネットワーク社会の到来に伴って、企業における情報システムの役割と責任はますます大きくなってきております。また、コンピュータのシステムダウンや誤作動だけでなく、不正使用やインターネット等を介した情報漏洩のリスクも年々多様化、複雑化してきております。

当社では、情報システムのセキュリティ確保やお客さまの情報の適切な管理を行い、情報の漏洩を防ぐために、「セキュリティ・ポリシー」を策定し、システムを開発・運用する情報システム部門とシステムを利用する各部門の双方が、共通認識を持って、情報の保護と漏洩の排除に努めております。また、システムリスクの管理にあたっては、情報システム部門が中心となって、個々のシステムの管理および危機管理を実施しております。加えて、想定される地震等の大災害の巨大なリスクに対しては、「コンティンジェンシー・プラン」を策定して、対応策を明確にしております。

コンプライアンス(法令等の遵守)の体制

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的責務を負っており、加えて、金融の自由化による規制緩和の進展に伴い、自己責任に則した厳正な企業姿勢が求められています。

当社は、役職員の行動規範としての「コンプライアンス宣言」「経営理念」「経営ビジョン」「行動指針」およびコンプライアンス・マニュアルのもと、全役職員のコンプライアンス意識の醸成を図っております。また、コンプライアンス・プログラムを策定し、各施策を確実に実行することにより、業務改善に取り組んでおります。

コンプライアンス運営体制として、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスおよび企業倫理の確立に努めております。また、各部コンプライアンスリーダーのもと、コンプライアンスの推進・管理を図っています。

社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁検査局ならびに財務省財務局の検査を受けることになっています。

また、会社法に基づき、監査役が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営ならびに内部統制システムの整備について監査にあたっているほか、会計に関する事項については新日本監査法人が会計監査人として監査にあたっています。これら法定の監査機関のほかに、他部門から独立した組織として内部監査部を設け、各部門の業務運営の適切性について内部監査を実施しています。



個人情報管理態勢

当社は、常にお客さまからご信頼いただける保険会社を目指しており、その一環として、お客さまの個人情報の取り扱いに関しては、その方針を「個人情報保護宣言」として定めて、お客さまからお預かりした大切な情報を適正に管理し、お客さまのプライバシーの保護に努めております。

「個人情報保護宣言」

個人情報保護に関する基本方針

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや（社）日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および（社）日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記(4)、(5)に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

①当社が取り扱う商品の販売・サービスの案内・提供（契約の引受審査、維持・管理を含みます。）を行うため。
当社が取り扱う商品・サービスは次のとおりです。

- ・損害保険およびこれらに付帯・関連するサービス
- ②当社のグループ会社・提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内のため。
- ③他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ④市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- ⑤その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

尚、詳細については、P.17「個人情報の利用目的について」をご覧ください。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(4)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記(5)情報交換制度等をご覧ください。）

(4) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用します。

①個人データの項目：住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された 契約内容等

②管理責任者：当社

※当社のグループ会社・提携先企業については、以下の通りです。

・グループ会社：日立キャピタル株式会社

日立キャピタル株式会社の子会社、連結決算会社および持分法適用会社

P.48「日立キャピタルグループ」の紹介をご覧ください。

・提携先企業：該当なし

(5) 情報交換制度等

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、(社)日本損害保険協会のホームページまたは損害保険料率算出機構のホームページをご覧ください。下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470 (受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

URL <http://www.sonpo.or.jp/>

損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地

電話 03-3233-4141 内線:614 (受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

URL <http://www.nlro.or.jp/>

(6) 信用情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集および保険会社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(7) センシティブ情報のお取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10に基づき、政治的見解、信教(宗教、思想および信条をいう。)、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報(以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・法令に基づく場合・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(8) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または店頭にお問い合わせください。また事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応いたします。

(9) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正・利用停止等に関するご請求については、P.16「(11)お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。当社は、ご請求者をご本人であることをご確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続を行い、後日、原則として書面でご回答いたします。開示請求については、ご回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(10) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。安全管理措置に関するご質問については、P.16「(11)お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。



(11)お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日立キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4大手町建物麹町ビル8F

電話 03-5276-5364 (受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp/>

(12)認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である(社)日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

(社)日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話 03-3255-1470 (受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

URL <http://www.sonpo.or.jp/>

「個人情報の利用目的について」

当社は、当社のP.14「個人情報保護宣言」の(2)に掲げる利用目的を含め、以下の目的のために個人情報の取得・利用・提供を行います。

(1) 契約情報

- ・損害保険契約の申込みに係る保険契約の引受審査、引受の判断
- ・損害保険契約の締結、保険料等の収受および契約の履行
- ・損害保険契約に付帯するサービスの提供
- ・ご本人かどうかの確認
- ・再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- ・保険制度の健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(2) 事故情報

- ・損害保険契約の保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）
- ・損害保険契約の保険金等の支払いの判断・手続き、その他契約の履行・管理
- ・保険事故に係る各種付帯サービスの案内または提供
- ・再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- ・保険制度の健全な運営のために、(社)日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(3) その他

- ・当社が取扱う金融商品、および各種サービスの案内、または提供
- ・損害保険商品等の金融商品、各種サービスの代理、媒介、取次
- ・各種イベント・キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ・アンケートの実施
- ・新たな商品・サービスの開発
- ・問い合わせ・依頼等への対応
- ・当社が有する債権の回収
- ・当社が、上記(1)およびこの(3)における上に掲げる業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること



2. 会社の主要な業務に関する事項

■平成17年度の事業の概況	19
■主要な業務の状況を示す指標の推移	19
■業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	20
■経理に関する指標	23
■資産運用に関する指標	26
■特別勘定に関する指標	30
■責任準備金の残高	30



平成17年度の事業の概況

わが国の経済情勢は、企業収益の改善や個人消費の増加を背景に景気は緩やかに回復しており、先行きについても、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、景気回復が続くとの見通しになっています。

当社におきましては、日立キャピタル損害保険株式会社としての2年目に際し、経営理念、経営ビジョン、行動指針を新たにし、収入保険料の拡大と業務改革に努めてまいりました。

こうした中、当期の元受収入保険料は3,150百万円となり、受再保険料を加えた総収入保険料は3,657百万円となりました。これから出再保険料を控除した正味収入保険料は1,729百万円となり、前期に比べて△219百万円、11.3%の減収となりました。当期の正味支払保険金は291百万円となり、前期に比べて△21百万円、6.7%減少いたしました。また、正味損害率は23.5%となり前期より2.3ポイント上昇しました。回収再保険見込額と既発生未報告損害に対する支払備金を加減した正味支払備金では214百万円を繰り入れた結果、当期末残高は1,430百万円、責任準備金は64百万円を戻し入れた結果、当期末残高は1,065百万円となりました。

営業費および一般管理費につきましては、前期より引き続いて経費の効率的支出に努めた結果、前期より55百万円削減し1,549百万円となりました。

また、資産運用収益は元本安全性と資金流動性の確保の観点から国債、MMF等により運用した結果2百万円となりました。

以上の結果、経常損失は259百万円となり過年度保険料の修正等特別損失95百万円、法人住民税2百万円を控除した当期純損失は357百万円となりました。

今後の課題といたしましては、消費者ニーズに対応した当社主力商品である長期障害所得補償保険(LTD)の収入保険料拡大、LTD新システムの稼働による業務の効率化に取り組んでまいります。

当社は、企業の社会的責任を自覚し、法や社会規範に則ることはもとより、高い企業倫理の実践により社会から信頼される会社を目指すとともに、時代の変化や新たなニーズに対応した特色ある質の高い保険商品を提供する会社としてさらなる企業価値向上を目指してまいります。

主要な業務の状況を示す指標の推移(過去5事業年度)

(単位:百万円)

年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
項目					
経常収益	3,002	4,089	1,981	2,715	1,804
経常利益	△119	△182	△632	123	△259
当期純利益	△122	△185	△635	105	△357
資本金	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600
(発行済株式総数)	(92,000株)	(92,000株)	(92,000株)	(92,000株)	(92,000株)
純資産額	2,115	1,928	1,293	1,398	1,035
総資産額	4,862	4,650	5,193	5,086	5,146
(積立勘定として経理された資産額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
責任準備金残高	944	1,157	977	1,129	1,065
貸付金残高	50	-	-	-	-
有価証券残高	1,460	1,514	1,313	1,292	2,785
ソルベンシー・マージン比率*	742.6%	730.3%	609.6%	1,843.0%	1,218.5%
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数	54名	59名	80名	72名	72名
正味収入保険料	2,871	3,464	1,506	1,949	1,729

*ソルベンシー・マージン比率:P.38の解説をご覧ください。



業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標（過去3事業年度）

■ 正味収入保険料 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	189	41
傷害	1,506	1,759	1,688
合計	1,506	1,949	1,729

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 出再正味保険料

■ 元受正味保険料 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	394	765
傷害	2,438	2,262	2,385
合計	2,438	2,656	3,150

(注) 元受正味保険料 = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

■ 受再正味保険料 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	—	1
傷害	1,259	709	505
合計	1,259	709	506

(注) 受再正味保険料 = 受再保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

■ 支払再保険料 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	204	725
傷害	2,191	1,212	1,202
合計	2,191	1,417	1,928

(注) 支払再保険料 = 出再保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

■ 解約返戻金 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	0	0
傷害	223	33	25
合計	223	33	25

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金

■ 保険引受利益 (単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
火災	—	△419	△325
傷害	△203	529	62
合計	△203	109	△262

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

■ 正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災	—	0	2
傷害	404	312	289	
合計	404	312	291	

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金(元受正味 + 受再正味) - 出再正味保険金

■ 元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災	—	1	6
傷害	346	444	415	
合計	346	446	422	

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

■ 受再正味保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災	—	—	—
傷害	399	185	120	
合計	399	185	120	

(注) 受再正味保険金 = 受再保険金 - 受再保険金戻入

■ 回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災	—	0	4
傷害	341	317	246	
合計	341	318	251	

(注) 回収再保険金 = 出再保険金 - 再保険金割戻

■ 一人当たり保険料

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	従業員一人当たり元受正味保険料	30	36	43

(注) 従業員一人当たり元受正味保険料 = 元受正味保険料 ÷ 従業員数

■ 契約者配当金の額

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目	年度	平成17年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		42.4	734.2	776.6
傷害		23.1	67.1	90.2
合計		23.5	83.0	106.5

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料

3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率



■ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位:%)

種目	年度	平成17年度		
		発生損害率	事業費率	合算率
火災		△ 79.8	△ 2,296.1	△ 2,375.9
傷害		34.2	59.8	94.1
合計		35.3	81.4	116.7

(注)1.地震保険に係る金額を除いて記載しております。

2.発生損害率=(出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3.事業費率=(支払諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4.合算率=発生損害率+事業費率

5.出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額

6.出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

7.当年度より、火災保険の未経過保険料が自然災害リスクに対応した積立ルールに変更され、従来に比べ責任準備金の積み増しが増加しました。これにより出再控除前の既経過保険料がマイナス値になってしまったために、発生損害率および事業費率もマイナスになっております。

■ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

(注)左表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しております。

区分	年度	平成16年度	平成17年度
国内契約		99.7	98.9
海外契約		0.3	1.1

■ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合(%)
3	100%

(注)出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

■ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
出再保険料における、格付ごとの割合	100%	0%	0%	100%

(注)特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

〈格付区分の方法〉

国内の保険会社はS&P社を使用し、海外の保険会社はA&Mベスト社を使用しています。

この場合、A⁻以上は「A以上」に区分しています。

■ 未収再保険金

(単位:百万円)

種目計	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1	年度開始時の未収再保険金	81	23	2
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	341	318	248
3	当該年度回収等	399	339	247
4	年度末の未収再保険金(1+2-3)	23	2	3

(注)地震保険に係る金額を除いております。

経理に関する指標（過去3事業年度）

会社の主要な
業務に関する事項

■ 支払備金

（単位：百万円）

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災		—	0
傷害		775	1,215	1,429
合計		775	1,216	1,430

■ 責任準備金

（単位：百万円）

種目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	火災		—	196
傷害		977	933	823
合計		977	1,129	1,065

■ 責任準備金積立水準

区分	年度	平成16年度末	平成17年度末
		積立方式	標準責任準備金
	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	標準純保険料式	標準純保険料式
積立率		100.0%	100.0%

（注）1.積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。

2.保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しております。

3.積立率＝（実際に積立している普通責任準備金＋払戻積立金）÷（下記(1)～(3)の合計額）

(1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金（保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る）

(2)標準責任準備金対象外契約に係る標準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金

(3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

■ 貸倒引当金その他の引当金

（単位：百万円）

区分	平成15年度 期末残高	平成16年度 期末残高	平成17年度 増加額	平成17年度減少額		平成17年度 期末残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	0	2	—	0	2
	個別貸倒引当金	—	0	1	0	0	1
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
	計	—	0	3	0	0	3
退職給付引当金	69	70	31	34	—	67	
役員退職慰労引当金	—	26	18	22	—	21	
賞与引当金	27	59	97	100	—	55	
価格変動準備金	1	1	0	—	—	1	

■ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区分	年度	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
		増加額	減少額	期末残高	増加額	減少額	期末残高	増加額	減少額	期末残高
貸倒引当金		0	0	—	0	—	0	3	0	3

■ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

Hitachi
Capital
Insurance
Disclosure
2006



■ 資本金等明細表(利益準備金および任意積立金を含む)

(単位:百万円)

区分	平成15年度 期末残高	平成16年度 期末残高	平成17年度			摘要	
			増加額	減少額	期末残高		
資本金	4,600	4,600	-	-	4,600		
うち既 発行株式	普通株式	(92,000株)	(92,000株)	(-株)	(-株)	(92,000株)	
		4,600	4,600	-	-	4,600	
	計	(92,000株)	(92,000株)	(-株)	(-株)	(92,000株)	
	4,600	4,600	-	-	4,600		
資本剰余金 およびその他 資本剰余金	資本準備金 (株式払込準備金)	-	-	-	-	-	
	(株式払込準備金)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
	その他の資本剰余金	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	
利益剰余金 および 任意積立金	利益準備金	-	-	-	-	-	
	任意積立金	-	-	-	-	-	
	計	-	-	-	-	-	

■ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経営利益の減少額	18百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額はありませぬ。

(注)地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

■ 事業費(損害調査費を含む)

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
人件費	587	721	680
物件費	828	955	960
税金・拠出金	18	27	22
負担金	2	1	1
諸手数料及び集金費	242	△25	△110
合計	1,680	1,679	1,553

(注)1.金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。

2.負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

■ 減価償却費明細表

(単位:百万円)

資産の種類	取得原価	平成17年度償却額	償却累計額	平成17年度末残高	償却累計率
建物	19	2	5	14	26.3%
動産	96	10	73	22	76.3%
合計	115	13	78	36	67.9%

■ 不動産動産等処分益

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
不動産	-	-	-
動産	-	-	0
合計	-	-	0



■ 不動産動産等処分損

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分			
不動産	—	—	—
動産	0	14	0
合計	0	14	0

■ リース取引

①リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分			
取得価額相当額	64	64	153
減価償却累計額相当額	14	29	45
期末残高相当額	49	34	107
未経過リース料期末残高相当額			
1年内	14	13	36
1年超	34	21	71
合計	49	34	108
支払リース料	7	15	26
減価償却費相当額	7	14	25
支払利息相当額	0	0	1

(注)1.減価償却費相当額の算定方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.利息相当額は、リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

②オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。



資産運用に関する指標（過去3事業年度）

■ 資産運用方針

当社は、資産運用に当たって、将来の保険金支払い等に備えるべく、安全性・流動性の確保を第一とし、保険種目に応じた負債特性を考慮した資産運用を行っております。また、リスク管理にも十分留意した資産運用を行っております。

■ 預貯金

（単位：百万円）

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
現金		0	0	0
預貯金		3,143	2,791	1,009
（郵便振替・郵便貯金）		(-)	(-)	9
（当座預金）		(-)	(-)	(-)
（普通預金）		(3,100)	(2,791)	(1,000)
（通知預金）		(-)	(-)	(-)
（定期預金）		(42)	(-)	(-)
合計		3,143	2,791	1,009

■ 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分	年度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
預貯金		3,143	60.5%	2,791	54.9%	1,009	19.6%
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		1,313	25.3%	1,292	25.4%	2,785	54.1%
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		10	0.2%	15	0.3%	14	0.3%
運用資産計		4,467	86.0%	4,099	80.6%	3,809	74.0%
総資産		5,193	100.0%	5,086	100.0%	5,146	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		0	0.01%	0	0.01%	0	0.00%
コールローン		-	-	-	-	-	-
買現先勘定		-	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		-	-	-	-	-	-
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-
商品有価証券		-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-
有価証券		1	0.12%	1	0.09%	2	0.13%
貸付金		-	-	-	-	-	-
土地・建物		-	-	-	-	-	-
小計		1	0.06%	1	0.03%	2	0.07%
その他		-	-	-	-	-	-
合計		1	-	1	-	2	-

(注)1.収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。

2.平均運用額は原則として各月末残高(取得原価または償却原価)の平均に基づいて算出しています。

3.「資産運用利回り(実現利回り)」は、平成15年度は△0.57%、平成16年度は0.26%、平成17年度は0.07%です。

4.「時価総合利回り」は、平成15年度は△0.55%、平成16年度は0.24%、平成17年度は△0.24%です。

5.利回りの計算方法

(1)運用資産利回り(インカム利回り) = 利息及び配当金収入 ÷ 月平均運用額

(2)資産運用利回り(実現利回り) = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用) ÷ 月平均運用額

(3)時価総合利回り = (資産運用収益 + 積立保険料等運用益 - 資産運用費用) + (当期末評価差額* - 前期末評価差額*)
+ 繰延ヘッジ損益増減 ÷ 月平均運用額 + その他有価証券に係る前期末評価差額*
+ 売買目的有価証券に係る前期末評価差額

*税効果控除前の金額による

■ 海外投融資残高および構成比および海外投融資利回り

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
外貨建	外国公社債	-	-	-	-	-	-
	外国株式	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
円貨建	非居住者貸付	-	-	-	-	-	-
	外国公社債	201	100.0%	200	100.0%	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	計	201	100.0%	200	100.0%	-	-
合計		201	100.0%	200	100.0%	-	-
海外投融資利回り			0.50%		0.53%		-
運用資産利回り							

■ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。



■ 保有有価証券の種類別残高および合計に対する構成比

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度末		平成16年度末		平成17年度末	
			構成比		構成比		構成比
国債		—	—	—	—	1,993	71.6%
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		201	15.3%	200	15.5%	—	—
その他の証券		1,112	84.7%	1,092	84.5%	792	28.4%
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		1,313	100.0%	1,292	100.0%	2,785	100.0%

■ 保有有価証券利回り

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公社債		—	—	0.26%
株式		—	—	—
外国証券		0.50%	0.53%	—
その他の証券		0.02%	0.01%	0.01%
合計		0.12%	0.09%	0.13%

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位:百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		平成15年度末		—	—	—	—	—
国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—	—
外国証券		—	201	—	—	—	—	201
その他の証券		—	—	—	—	—	1,112	1,112
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		—	201	—	—	—	1,112	1,313
平成16年度末		—	—	—	—	—	—	—
国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—	—
外国証券		200	—	—	—	—	—	200
その他の証券		—	—	—	—	—	1,092	1,092
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		200	—	—	—	—	1,092	1,292
平成17年度末		—	1,794	—	—	198	—	1,993
国債		—	1,794	—	—	198	—	1,993
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	—	—
外国証券		—	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	50	—	—	—	742	792
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		—	1,845	—	—	198	742	2,785

- 業種別保有株式の額
該当事項はありません。
- 貸付金の残存期間別の残高
該当事項はありません。
- 担保別貸付金残高
該当事項はありません。
- 用途別の貸付金残高および構成比
該当事項はありません。
- 業種別の貸付残高および貸付残高の合計に対する割合
該当事項はありません。
- 規模別の貸付金残高および貸付残高の合計に対する割合
該当事項はありません。

■ 不動産及び動産明細表

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分			
土地	—	—	—
建物	10	15	14
建設仮勘定	—	—	—
不動産計	10	15	14
動産	28	33	22
合計	39	48	36

(注)上記不動産はすべて営業用です。

■ 長期性資産

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分			
払戻積立金	4	3	3

■ その他の資産明細表

(単位:百万円)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
区分			
未収保険料	0	—	4
代理店貸	70	217	261
共同保険貸	6	7	8
再保険貸	25	3	5
外国再保険貸	14	—	0
未収金	72	67	76
未収収益	1	1	0
預託金	96	46	46
地震保険預託金	—	—	1
ソフトウェア仕掛仮払金	—	—	210
長期前払仮払金	—	—	94
その他の仮払金	183	67	62
ソフトウェア	198	542	544
その他の資産	28	—	—
合計	697	955	1,317



特別勘定に関する指標（過去3事業年度）

- 特別勘定資産残高
該当事項はありません。
- 特別勘定資産
該当事項はありません。
- 特別勘定の運用収支
該当事項はありません。

責任準備金の残高（過去3事業年度）

（単位：百万円）

年度 種目	平成15年度					平成16年度					平成17年度				
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	—	—	—	—	—	185	10	—	—	196	226	15	—	—	242
傷害	699	273	4	—	977	621	308	3	—	933	476	342	3	—	823
合計	699	273	4	—	977	806	319	3	—	1,129	703	358	3	—	1,065

3. 財産の状況

■ 計算書類(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書)	32
■ リスク管理債権	37
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	37
■ 債務者区分に基づいて区分された債権	37
■ ソルベンシー・マージン比率	38
■ 時価情報等	39
■ 備考	40

3



計算書類(過去2事業年度)

■ 貸借対照表

(単位:百万円、%)

科目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)					
現金及び預貯金	2,791	54.9	1,009	19.6	△ 63.8
現金	0	0.0	0	0.0	60.1
預貯金	2,791	54.9	1,009	19.6	△ 63.8
有価証券	1,292	25.4	2,785	54.1	115.6
国債	—	—	1,993	38.7	—
外国証券	200	3.9	—	—	△100.0
その他の証券	1,092	21.5	792	15.4	△ 27.5
不動産及び動産	48	1.0	36	0.7	△ 24.2
建物	15	0.3	14	0.3	△8.0
動産	33	0.7	22	0.4	△31.7
その他資産	955	18.8	1,317	25.6	37.9
未収保険料	—	—	4	0.1	—
代理店貸	217	4.3	261	5.1	20.1
共同保険貸	7	0.2	8	0.2	10.9
再保険貸	3	0.1	5	0.1	49.4
外国再保険貸	—	—	0	—	—
未収金	67	1.3	76	1.5	12.5
未収収益	1	0.0	0	0.0	△ 52.1
預託金	46	0.9	46	0.9	0.0
地震保険預託金	—	—	1	0.0	—
ソフトウェア仕掛仮払金	—	—	210	4.1	—
長期前払仮払金	—	—	94	1.8	—
その他の仮払金	67	1.3	62	1.2	△7.9
ソフトウェア	542	10.7	544	10.6	0.3
その他の資産	—	—	—	—	—
貸倒引当金	△0	0.0	△3	△0.1	—
資産の部合計	5,086	100.0	5,146	100.0	1.2

■ 貸借対照表の注記(平成17年度)

1.有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。

(1)満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。

(2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によって行っております。

なお、評価差額は全部資本直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。

(3)その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法により行うこととしております。

2.不動産及び動産の減価償却は定率法により行っております。

3.外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。

4.貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乗じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。

また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

5.退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することとしております。

また、役員の退職慰労金については、取締役会の決議に基づき内規を定め、支給見込額を引当計上しております。

なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6.賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

7.価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

8.消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

9.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10.不動産及び動産の減価償却累計額は78百万円であります。



(単位: 百万円、%)

年度 科目	平成16年度 (平成17年3月31日現在)		平成17年度 (平成18年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)					
保険契約準備金	2,345	46.1	2,495	48.5	6.4
支払備金	1,216	23.9	1,430	27.8	17.6
責任準備金	1,129	22.2	1,065	20.7	△ 5.7
その他負債	1,185	23.3	1,467	28.5	23.8
共同保険借	16	0.3	21	0.4	30.9
再保険借	42	0.8	96	1.9	125.6
外国再保険借	934	18.4	954	18.6	2.2
未払法人税等	9	0.2	6	0.1	△ 35.6
未払金	76	1.5	280	5.5	267.5
仮受金	105	2.1	107	2.1	2.2
退職給付引当金	70	1.4	67	1.3	△ 3.8
役員退職慰労引当金	26	0.5	21	0.4	△ 17.6
賞与引当金	59	1.2	55	1.1	△ 5.8
価格変動準備金	1	0.0	1	0.0	24.1
繰延税金負債	0	0.0	-	-	△ 100.0
負債の部合計	3,688	72.5	4,110	79.9	11.4
(資本の部)					
資本金	4,600	90.4	4,600	89.4	0.0
利益剰余金	△ 3,201	△ 62.9	△ 3,559	△ 69.2	-
当期末処理損失	3,201	△ 62.9	3,559	△ 69.2	11.2
当期純利益	105	2.1	△ 357	△ 7.0	△ 437.7
株式等評価差額金	0	0.0	△ 5	△ 0.1	△ 23,157.8
資本の部合計	1,398	27.5	1,035	20.1	△ 25.9
負債及び資本の部合計	5,086	100.0	5,146	100.0	1.2

11. 貸借対照表に計上した動産のほか、リース契約により使用している重要な動産として、サーバーがあります。
 12. 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
 13. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

①退職給付債務	△ 159百万円
②年金資産	111百万円
③未積立退職給付債務(①+②)	△ 47百万円
④未認識数理計算上の差異	17百万円
⑤貸借対照表計上額純額(③-④)	△ 65百万円
⑥前払年金費用	2百万円
⑦退職給付引当金(⑤-⑥)	△ 67百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	2.5%
期待運用収益率	3.0%
数理計算上の差異の処理年数	18年

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	2,457百万円
同上にかかる出再支払備金	1,027百万円
差引(イ)	1,430百万円
地震保険にかかる支払備金(ロ)	-百万円
計(イ+ロ)	1,430百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	1,710百万円
同上にかかる出再責任準備金	1,008百万円
差引(イ)	702百万円
その他責任準備金(ロ)	363百万円
計(イ+ロ)	1,065百万円

16. 資本の欠損は、3,559百万円であります。

17. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。



■ 損益計算書

(単位:百万円、%)

科目		年度	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)	増減率
経常損益の部	経常収益		2,715	1,804	△ 33.5
	保険引受収益		2,692	1,793	△ 33.4
	正味収入保険料		1,949	1,729	△ 11.3
	積立保険料等運用益		—	0	—
	責任準備金戻入額		—	64	—
	為替差益		0	—	△ 100.0
	その他保険引受収益		743	—	△ 100.0
	資産運用収益		10	2	△ 75.4
	利息及び配当金収入		1	2	90.6
	為替差益		9	—	△ 100.0
	積立保険料等運用益振替		—	△ 0	—
	その他経常収益		11	8	△ 28.9
	経常費用		2,591	2,064	△ 20.4
	保険引受費用		980	510	△ 47.9
	正味支払保険金		312	291	△ 6.7
	損害調査費		100	115	14.4
	諸手数料及び集金費		△ 25	△ 110	—
	支払備金繰入額		440	214	△ 51.3
	責任準備金繰入額		151	—	△ 100.0
	為替差損		—	0	—
	資産運用費用		—	—	—
	営業費及び一般管理費		1,604	1,549	△ 3.5
	その他経常費用		7	4	△ 39.0
支払利息		2	0	△ 85.7	
貸倒引当金繰入額		0	2	275.9	
その他の経常費用		4	1	△ 73.4	
	経常利益		123	△ 259	△ 310.4
特別損益の部	特別利益		—	0	—
	不動産動産処分益		—	0	—
	特別損失		15	95	529.4
	不動産動産処分損		14	0	△ 98.3
	価格変動準備金繰入額		0	0	49.9
	その他特別損失		—	95	—
税引前当期純利益			108	△ 355	△ 428.4
法人税及び住民税			2	2	△ 0.2
当期純利益			105	△ 357	△ 437.7
前期繰越損失			3,307	3,201	—
当期未処理損失			3,201	3,559	—

■ 損益計算書の注記(平成17年度)

1.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	3,657百万円
支払再保険料	1,928百万円
差引	1,729百万円

(2)正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	542百万円
回収再保険金	251百万円
差引	291百万円

(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料および集金費	825百万円
出再保険手数料	935百万円
差引	△110百万円

(4)支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額 (出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	367百万円
同上にかかる出再支払備金	152百万円
差引(イ)	214百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額(ロ)	－百万円
計(イ+ロ)	214百万円

(5)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額 (出再責任準備金控除前)	718百万円
同上にかかる出再責任準備金	822百万円
差引(イ)	△104百万円
その他責任準備金繰入額(ロ)	40百万円
計(イ+ロ)	△64百万円

なお、当期よりユナムアメリカ生命保険会社への出再に伴う傷害保険の出再責任準備金109百万円を控除しております。

(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預金利息	0百万円
有価証券利息	2百万円
その他利息	0百万円
計	2百万円

2.損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用ならびに

その内訳は次のとおりであります。

勤務費用(注)	30百万円
利息費用	3百万円
期待運用収益	△2百万円
数理計算上の差異の費用処理額	0百万円
退職給付費用	31百万円

(注)勤務費用は、企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

3.当期において、過年度保険料等を修正したことにより下記の内容を特別損失に95百万円計上しております。

(1)過年度に計上した保険料に係る修正損は93百万円であります。

(2)過年度に計上した保険金に係る修正損は1百万円であります。

4.当期における法定実効税率は36.21%であります。

5.1株当たりの当期損失は3,887円71銭であります。

6.金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。



■ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	平成16年度 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		108	△ 355
減価償却費		161	185
支払備金の増加額		440	214
責任準備金の増加額		151	△ 64
貸倒引当金の増加額		0	2
退職給付引当金の増加額		1	△ 2
役員退職慰労引当金の増加額		26	△ 4
賞与引当金の増加額		31	△ 3
価格変動準備金の増加額		0	0
利息及び配当金収入		△ 1	△ 2
支払利息		2	0
為替差損益(△)		△ 9	0
不動産動産関係損益(△)		14	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△ 70	△ 160
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額		△ 862	82
その他		0	-
小計		△ 4	△ 108
利息及び配当金の受取額		1	3
利息の支払額		△ 2	△ 0
法人税等の支払額		△ 2	△ 2
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 8	△ 107
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		-	△ 1,798
有価証券の売却・償還による収入		20	500
小計(II①)		20	△ 1,298
(I + II①)		12	△ 1,405
不動産及び動産の取得による支出		△ 41	△ 1
不動産及び動産の売却による収入		0	0
その他		△ 332	△ 374
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 353	△ 1,674
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
		-	-
IV. 現金及び現金同等物等に係る換算差額			
		9	△ 0
V. 現金及び現金同等物等の増加			
		△ 352	△ 1,781
VI. 現金及び現金同等物期首残高			
		3,143	2,791
VII. 現金及び現金同等物期末残高			
		2,791	1,009

■ キャッシュ・フロー計算書の注記(平成17年度)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	1,009百万円
有価証券	2,785百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 2,785百万円
現金及び現金同等物	1,009百万円

2. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

4. 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ 利益処分または損失処理の額

(単位:百万円)

科目	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
当期末処理損失		3,307	3,201	3,559
損失処理額		-	-	-
次期繰越損失		3,307	3,201	3,559



■ 1株当たり配当等

指標	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1株当たり配当額		—	—	—
1株当たり当期純利益		△6,096円66銭	1,151円28銭	△3,887円71銭
1株当たり純資産額		14,055円34銭	15,202円94銭	11,259円01銭
従業員1人当たり総資産		64百万円	70百万円	71百万円

リスク管理債権(過去3事業年度)

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
破綻先債権		—	—	—
延滞債権		—	—	—
3カ月以上延滞債権		—	—	—
貸付条件緩和債権		—	—	—
合計		—	—	—

- (注)1.破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じている貸付金です。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。
- 3.3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- 4.貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

債務者区分に基づいて区分された債権(過去3事業年度)

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		—	—	—
危険債権		—	—	—
要管理債権		—	—	—
正常債権		—	—	—
合計		—	—	—

- (注)1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 3.要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く。))および条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3カ月以上延滞貸付金を除く。))をいいます。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区別される債権をいいます。



ソルベンシー・マージン比率 (過去3事業年度)

(単位:百万円)

区分	年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
	(A)ソルベンシー・マージン総額		1,568	1,720
資本の部合計 (社外流出予定額、繰延資産およびその他有価証券評価差額金を除く)		1,292	1,398	1,040
価格変動準備金		1	1	1
異常危険準備金		273	319	358
一般貸倒引当金		-	0	2
その他有価証券の評価差額 (税効果排除前)		0	0	△ 5
土地の含み損益		-	-	-
負債性資本調達手段等		-	-	-
控除項目		-	-	-
その他		-	-	-
(B)リスクの合計額		514	186	229
$\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$				
一般保険リスク (R ₁)		232	165	164
予定利率リスク (R ₂)		-	-	-
資産運用リスク (R ₃)		87	64	102
経営管理リスク (R ₄)		17	6	8
巨大災害リスク (R ₅)		248	2	26
(C)ソルベンシー・マージン比率		609.6%	1,843.0%	1,218.5%
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$				

(注)上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

[ソルベンシー・マージン比率]

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総和をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(「一般保険リスク」²上表のR₁)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
 - ② 予定利率上の危険(「予定利率リスク」²上表のR₂)
積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(「資産運用リスク」²上表のR₃)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(「経営管理リスク」²上表のR₄)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(「巨大災害リスク」²上表のR₅)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災等や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の資本、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、有価証券・土地の含み益の一部等の総額であります。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

1. 有価証券

■ 売買目的有価証券

該当事項はありません。

■ 満期保有目的の有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度			平成17年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	99	100	0	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	99	100	0	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	-	-	-	998	990	△7
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	998	990	△7
合計		99	100	0	998	990	△7

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

区分	年度	平成16年度			平成17年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	-	-	-	-	-	-
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	-	-	-	1,000	995	△5
	株式	-	-	-	-	-	-
	外国証券	101	100	△0	-	-	-
	その他	1,092	1,092	-	792	792	-
	小計	1,192	1,192	△0	1,792	1,787	△5
合計		1,192	1,192	△0	1,792	1,787	△5

■ 当期中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

■ 時価のない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

該当事項はありません。

■ その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の償還予定額

(単位:百万円)

区分	年度・償還時期	平成16年度				平成17年度			
		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
公社債		-	-	-	-	-	1,794	198	-
外国証券		200	-	-	-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-	50	-	-
合計		200	-	-	-	-	1,845	198	-



2. 金銭の信託

該当事項はありません。

3. 金融先物取引等

該当事項はありません。

4. 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5. 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6. 証券取引法に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、 有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引

該当事項はありません。

7. 証券取引法に規定する有価証券先物取引、 外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

備考

- 当社では、本誌に記載された第12期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)の財務諸表について、その記載された事項が適正であるとともにその作成に係る内部監査が有効に実施されたことを代表取締役社長が確認しております。また、保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表および損益計算書については、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」の規定に基づき、新日本監査法人の会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けております。

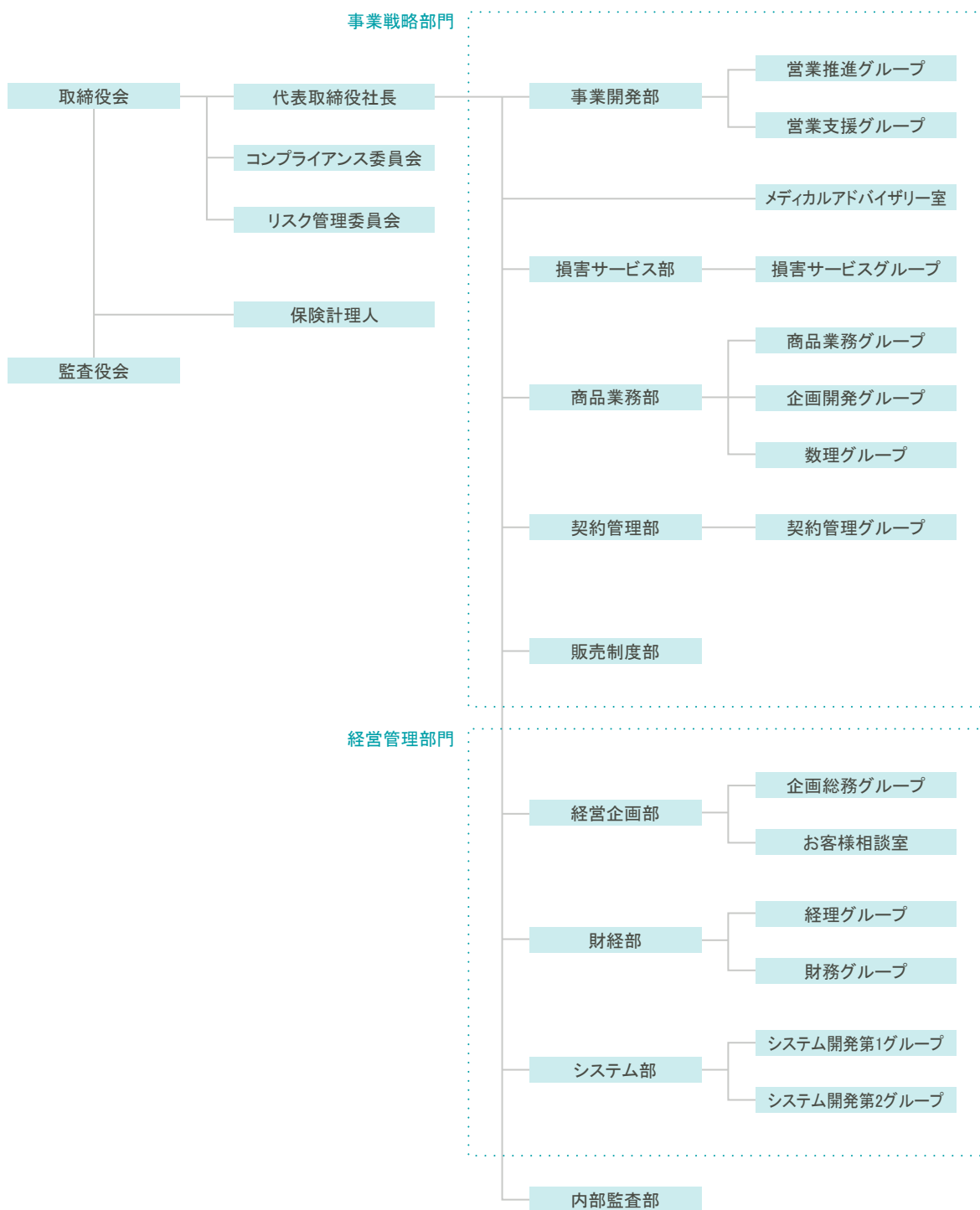
4. 会社の概況と組織

■ 組織	42
■ 株主・株式の状況	43
■ 役員の状況	46
■ 従業員の状況	47
■ 保険会社およびその子会社等の概況	47

4



■ 組織図



■ 本店所在地

東京都千代田区麴町2-1-4 (TEL: 代表03-5276-5364)

当社は現在の所、国内支店を有していません。

■ 海外ネットワーク

当社は現在の所、海外に子会社、出資会社、駐在員事務所、代理店などの活動拠点を有していません。



■ 基本事項

- 定時株主総会開催時期 4月1日から3か月以内
- 決算期 3月31日
- 公告掲載新聞 日本経済新聞

■ 株主総会

- 臨時株主総会
臨時株主総会が、当社本店8階会議室において開催されました。
開催日および決議事項は以下のとおりです。

①平成17年9月1日開催

第1号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり森利之氏が選任され、就任いたしました。
なお、森利之氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

②平成17年11月1日開催

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。
なお、変更の要旨は以下のとおりであります。
当社は、定款上の監査役の定員を3名以内としておりましたが、監査体制の一層の充実を図るため、この定員を4名以内に増員いたしました。

第2号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり佐野由之氏が選任され、就任いたしました。
なお、佐野由之氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

③平成17年12月29日開催

第1号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案のとおり森幸雄氏が選任され、就任いたしました。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり平成17年12月31日をもって取締役を退任される大木幸雄氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める内規および従来の慣例に従い、妥当な範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は取締役会に一任することに承認可決されました。

④平成18年1月31日開催

第1号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり三浦和哉氏が選任され、就任いたしました。
なお、三浦和哉氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第2号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案のとおり平成18年1月31日をもって監査役を退任される百井啓二、早川總一の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める内規および従来の慣例に従い、妥当な範囲内で慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期、方法等は監査役会の協議に一任することに承認可決されました。



株主・株式の状況

● 第12回定時株主総会

第12回定時株主総会が、平成18年6月23日、当社本店8階会議室において開催されました。
報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項

第12期〔平成17年度(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)〕
営業報告書、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件
上記の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第12期損失処理案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の要旨は以下のとおりであります。

当社の定款について、会社法施行に伴い所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役3名選任の件

本件は、原案のとおり森幸雄、石川秀洋、竹田真史の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり関谷哲氏が選任され、就任いたしました。

なお、関谷哲氏は会社法第2条第16号に定める資格要件を満たす社外監査役であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案のとおり当社の会計監査人を新日本監査法人とすることに承認可決されました。

■ 株式の分布状況

(平成18年7月1日現在)

区分	株主数(人)	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する割合(%)
その他法人	2	92,000	100
合計	2	92,000	100

■ 大株主

(平成18年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日立キャピタル株式会社	東京都港区西新橋 2-15-12	59,800	65
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	32,200	35
合計	—	92,000	100

■ 発行済株式総数、資本金の推移

(単位:百万円)

年月日	発行済株式総数(株)		資本金(百万円)		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	
平成6年(1994年)6月21日	—	60,000	—	3,000	設立
平成8年(1996年)11月30日	20,000	80,000	1,000	4,000	株主に対する割当増資
平成12年(2000年)3月24日	10,000	90,000	500	4,500	株主に対する割当増資
平成13年(2001年)3月27日	2,000	92,000	100	4,600	株主に対する割当増資

■ 最近の社債発行

該当事項はありません。



役員 の 状 況

(平成18年7月1日現在)

■ 取締役

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴
取締役会長	森 幸雄 もり ゆきお (昭和21年10月28日生)	昭和45年 4月 株式会社日立製作所入社 平成 5年 6月 同社日立工場経理部長 平成11年 4月 同社本社財務部資金センター長 平成11年 12月 同社電力・電機グループ次長 兼財務部長 平成13年 4月 同社電力・電機グループ業務役員 兼財務部長 平成15年 4月 日立キャピタル株式会社入社 同社業務役員常務 財務部門長 平成15年 6月 同社執行役常務 財務部門長 平成17年 4月 同社執行役常務 兼日立トリプルウィン株式会社 常務取締役 平成17年 9月 同社執行役常務 経理部長 平成17年 11月 同社執行役常務 平成18年 1月 当社取締役会長 現在に至る
代表取締役社長	石川 秀洋 いしかわ ひでひろ (昭和28年10月31日生)	昭和51年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン)入社 平成12年 7月 同社長野支店長 平成14年 4月 同社営業開発第一部長 兼情報通信産業室長 平成15年 12月 同社理事 平成16年 1月 日立キャピタル株式会社入社 平成16年 1月 当社代表取締役社長 現在に至る
取締役	竹田 真史 たけだ まさし (昭和39年1月8日生)	昭和61年 4月 日立クレジット株式会社(現日立キャピタル株式会社)入社 平成13年 7月 同社証券化事業開発部主幹 平成16年 1月 当社取締役 現在に至る

■ 監査役

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴
監査役(常勤)	佐野 由之 さの よしゆき (昭和22年10月6日生)	昭和46年 4月 日立金属株式会社入社 平成 9年 7月 同社経営企画センター企画法務室長 平成10年 7月 同社関連事業室主管部員 平成11年 4月 同社関連事業室長 平成13年 7月 同社監査室業務審査グループ・リスク対策グループ長 平成14年 3月 同社監査室長 平成14年 7月 日立キャピタル株式会社入社 同社法務部長 平成17年 9月 同社取締役会室部長 平成17年 11月 当社監査役 現在に至る
監査役(非常勤)	森 利之 もり としゆき (昭和32年5月12日生)	昭和55年 4月 日立リース株式会社(現日立キャピタル株式会社)入社 平成10年 4月 同社東北支店長 平成12年 10月 同社東北営業本部 東北第一法人営業支店長 平成14年 4月 同社本社第一営業本部営業第三部長 平成17年 9月 同社金融サービス事業本部長 平成17年 9月 当社監査役兼任 平成18年 4月 同社業務役員金融サービス事業本部長 当社監査役兼任 現在に至る
監査役(非常勤)	関谷 哲 せきや さとし (昭和30年6月2日生)	昭和55年 4月 日立クレジット株式会社(現日立キャピタル株式会社)入社 平成17年 4月 日立キャピタル証券株式会社 取締役 平成18年 6月 日立キャピタル株式会社 取締役会室部長 当社監査役兼任 現在に至る

■ 現状

従業員数	72名
平均年齢	40.3歳
平均勤続年数	3.6年
平均年間給与	6,597,551円

- (注)1.従業員数は社外から当社への出向社員および契約社員を含み、休職者を含んでおりません。
 2.平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しております。
 3.平均年間給与は賞与および基準外賃金を含みます。

■ 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目標とし、創業以来現在まで原則として新卒採用を行わず、即戦力となる人材の確保を優先しています。

■ 福利厚生制度

以下の制度があります。

- 社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)
- 団体長期障害所得補償保険(GLTD)
- 退職金制度
- 企業年金基金制度
- 慶弔金支給制度
- 特別弔慰金・見舞金支給制度
- 育児休職制度
- 介護休職制度
- 財産形成貯蓄制度
- 持株会制度
- 育英資金支給制度

保険会社およびその子会社等の概況

- 保険会社およびその子会社等の主要な概況
 当社は現在の所、子会社を有しておりません。



日立キャピタルグループ

日立キャピタル株式会社

創 業: 1957年9月10日

資 本 金: 99億83百万円

取 扱 高: 1兆4,331億円

従業員数: 1,605名

- ファイナンス事業
- 金融サービス付帯事業

■ 国内グループ会社(2005年6月1日現在)

沖縄日立キャピタル株式会社

(設立年度: 1968年/資本金: 3,000万円/

取扱高: 51.4億円/従業員数: 19名)

- 情報通信・産業機器のリースならびにローン
- 自動車のリース
- 家電のクレジットならびにローン 他

日立キャピタルオートリース株式会社

(設立年度: 1989年/資本金: 3億円/

取扱高: 1,978.6億円/従業員数: 538名)

- 自動車のリース、ローン
- 個人向オートリース
- 各種損害保険の販売 他

積水リース株式会社

(編入年度: 2002年/資本金: 1億円/

取扱高: 137.7億円/従業員数: 34名)

- 情報機器、産業機器住宅展示場、自動車などのリース
- リビング、教育、自動車などのローン 他

キセキキャピタル株式会社

(設立年度: 2004年/資本金: 5,000万円/従業員数: 5名)

- 農業機械、農業用資材、
その他生活用品等のファイナンス

日立キャピタル綾瀬SC株式会社

(設立年度: 2004年/資本金: 8,000万円/従業員数: 6名)

- ショッピングセンターの開発および運営・管理

日立キャピタル証券株式会社

(設立年度: 1998年/資本金: 10億円/

取扱高: 4.6億円/従業員数: 16名)

- 債権などの流動化証券、社債およびCP、
投資信託の販売・取次業務
- コンサルティング業務 他

日立カードサービス株式会社

(設立年度: 2002年/資本金: 10億円/

取扱高: 390.0億円/従業員数: 21名)

- クレジット機能付ID(社員証・学生証)カード、
法人カード、ETCカード等
クレジットカードに関する業務
- デビットカードサービス

日立キャピタル損害保険株式会社

(編入年度: 2004年/資本金: 46億円/

取扱高: 33.3億円/従業員数: 71名)

- 融資住宅用火災保険の販売・引受
- 長期就業不能所得補償保険の販売・引受
- 長期障害所得補償保険の販売・引受

日立キャピタル債権回収株式会社

(設立年度: 1983年/資本金: 5億円/

取扱高: 30.2億円/従業員数: 153名)

- サービサー法に基づく金銭債権の回収管理業務
- 支払代金の請求事務など、各種事務処理の代行 他

日立トリプルウィン株式会社

(設立年度: 2000年/資本金: 7億円/

取扱高: 51.0億円/従業員数: 363名)

- 人事・給与業務の受託
- 総務業務の受託
- 経理・財務業務の受託 他

日立キャピタルサービス株式会社

(設立年度: 1989年/資本金: 1億3,000万円/

取扱高: 52.2億円/従業員数: 148名)

- リース資産管理業務の代行
- 中古資産引取・リサイクル業務
- テレビロケーションサービス
- 産業設備機械・ビジネス機器などの売買・斡旋 他

日立キャピタル信託株式会社

(設立年度: 2005年/資本金: 5億円)

- 信託スキームの開発

日本住宅ローン株式会社

(設立年度: 2003年/資本金: 10億円/従業員数: 27名)

- 住宅ローンなどの貸付け・回収業務
- 上記に付帯する保険代理店業務その他の業務



日立キャピタル
グループ

日立グループ

986社(国内540社、海外446社)
※2005年3月期

- 情報通信システム
- 電子デバイス
- 電力・産業システム
- デジタルメディア・民生機器
- 高機能材料
- 物流およびサービス 他
- 金融サービス

■ 海外グループ会社(2005年6月1日現在)

Hitachi Capital(UK)PLC (英国)

(設立年度:1982年/資本金:10,613千ポンド/
取扱高:1,073.5億円/従業員数:180名)

- 産業機器などのリースならびにクレジット
- 債権買取・ファクタリング
- 家具・PC・住宅機器などのクレジット
- 所得補償保険・製品保証保険(消費者・企業向)の販売 他

Hitachi Capital Vehicle Solutions Ltd. (英国)

(編入年度:1991年/資本金:1,700千ポンド/
取扱高:307.4億円/従業員数:146名)

- 自動車のリース
- フリートマネージメント
- 個人向オートリース
- 各種損害保険の販売 他

Trowbridge Vehicle Rentals Ltd. (英国)

(編入年度:2001年/資本金:120千ポンド/
従業員数:27名)

- 特別仕様車を中心とした業務用車両リース 他

Hitachi Capital Credit Management Ltd. (英国)

(編入年度:2000年/資本金:100千ポンド/
取扱高:2.7億円/従業員数:25名)

- 債権管理・回収の代行 他

Hitachi Capital Insurance Europe Ltd. (アイルランド)

(設立年度:1995年/資本金:1,270千ユーロ/
取扱高:43.8億円/従業員数:10名)

- 信用保険などの損害保険の引受
- 所得補償保険・製品保証保険(消費者・企業向)の引受 他

Hitachi Capital Reinsurance Ltd. (アイルランド)

(設立年度:2001年/資本金:635千ユーロ/
取扱高:2.2億円)

- 再保険などの引受 他

Hitachi Capital America Corp. (米国)

(設立年度:1989年/資本金:13,000千米ドル/
取扱高:745.0億円/従業員数:64名)

- 情報通信・産業機器などのリース
- 自動車のリース 他

Hitachi Capital Leasing (China) Co.,Ltd. (中国)

(設立年度:2005年/資本金:20,000千米ドル)

- リース業務全般および附帯業務

Hitachi Credit (Hong Kong) Ltd. (中国)

(設立年度:1975年/資本金:10,000千HKドル/
取扱高:121.6億円/従業員数:40名)

- 情報通信・産業機器などのリースならびにクレジット
- パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット 他

Hitachi Credit Singapore Pte. Ltd. (シンガポール)

(設立年度:1982年/資本金:3,000千SPドル/
取扱高:92.7億円/従業員数:57名)

- 情報通信・産業機器などのリースならびにクレジット
- パソコン・家具・住宅機器・家電品などのクレジット 他

※数値は2005年3月現在

※取扱高は2004年度平均レートで円換算しています。

日立キャピタル損保の現状 2006

平成18年7月発行

日立キャピタル損害保険株式会社

経営企画部

日立キャピタル

HITACHI

 日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-1-4 大手町建物麹町ビル

Tel : 03-5276-5364 Fax : 03-5276-0098

URL <http://www.hitachi-ins.co.jp>

CTPにより製版フィルムを使用しておりません。

 R100

古紙配合率100%
再生紙を使用しております。



このカタログの印刷にはアメリカ大豆協会
認定の大豆油インキを使用しております。